







○ 総務省政府委員　それを試験と申しますが、そういう名前をつけますかどうかは別問題であります。が、やはりそういう方法をとられるものと存じます。  
○ 石川委員　最高裁判所にまかせておるのでありますけれども、法律をこしらえますときには、一定の予想といいうものがおりだらうと存じます。たくさんのおよい人間が参りました場合、甲乙がつけがたいときににおいて、どのようにやるかということを明らかにしておきませんと、受ける側からいたしまと、不安ではないかと感ぜられるのあります。もし採用の方法が不公平であつたということになりますては、せつから勉強した人に氣の毒であります。一定の標準なら標準を置いて命ずるということであればいいのであります。が、最高裁判所が命ずるのだというふうに法律をこしらえて置きますと、最高裁判所は命じますことが自由になります。緣故のある人を特に入れるというふうなことになるので、そういうことはこの法の予定したところではないだろうと思いますし、また私たちもうであるならば遺憾だと存じます。十六條をこしらえましたときの、どのようにして正しく合理的にやつて行くかということの御予想をお伺いしたいと思います。

○石川委員 裁判所の方をお聞きしますが、裁判所ではこの裁判所でございません。なぜなら、お伺いするべきであります。なぜなら、どういう御命じになるかを承つておきました。さればその中から選んで命ずるわけですが、ございまして、それがございましたら、裁判所を十分信頼いたしましておまかせしてしかるべきであります。さればその中から選んで命ずるわけですが、ございまして、それがございましたら、裁判所を十分信頼いたしましておまかせしてしかるべきであります。

ることに、生は最高裁判所がこれのであります。そう書所のなさら、やはり最高裁判所、裁判所されなければならないであろうと思う。最高裁判所はないか。法律がで相なりましたならばどうがまとまつたか、まとすればどういう点におい連いがあつたか。まなかつたとすればどうらなかつたか、その事いります。

して、意見を申し上げた次第で、心たが、第一次試験は本案にありますようが、第一次試験、第二次試験、それが般的な学力、教養があるかどうかを判定する試験、第二次試験はこれにござりますように、主として法律学科につきまして、学力及び應用能力の有無を検定いたすというふうな試験にするということに、大体意見が一致いたしまして、その科目につきましては、多少裁判所との間に、ごくわずかなこと、つまり意見の一致を見な、見るつ

國會に法律案を提出しなければならぬ  
いという必要もござりまするので、法務廳におきまして、この法律案の起草  
にあたつた次第でござります。その  
際、もとより最高裁判所に対しまし  
て、会議の日どりもお知らせいたしま  
るし、事前に用意いたしたもののは、  
なるべくお届け申し上げまして、会議  
の御準備を願うようにいたした次第で  
ござりますが、法務廳におきまし  
て、三度か、あるいは四度くらい会議  
をいたしたと思いますが、法務廳  
の事務官、そし乍ら最高裁判所

しましては、法務廳と違うのであります。そして、やはり司法修習生にする試験と、いうふうに観念せざるを得ないのであります。従つてこの試験に合格した者は、本人が希望しないとか、あるいは、特に体格が悪くて修習にたえないといふようなごく例外を除きましては、すべてこれを命ずるという建前で行くべきものと考えております。

國事の政治的問題 不可抗御の外事問題  
対しましてお答え申上げます。  
このたびの司法試験法案を確定いたしましたまでの過程について概略御説明申し上げたいと存じます。実はございましたが、このたびの試験の取扱いにつきましては、最初に最高裁判所におきましては、この試験は裁判所の規則制定権によつて試験に関する規則を定めるべきではないかというふうな御見解をお持ちございまして、私ども弁護士会あるいは大学基準協会その他の方々にお集まりをお求めになりまして、実は出席いたしました次第でござりまするが、その席いろ／＼議論が出来まして、法務廳となしましては、これは規則によつて試験を定めるよりもやはり法律によつて試験に関する規定を設けるべきであるような意見を申し上げまして、護士会からも大体御賛成を得たよう記憶いたしまするが、最高裁判所におかれましても、法律で試験に関する規定を定めることは、結局御了承を得た次第でございます。そうして此案の内容につきましても、大体御協議いたしまして御協議と申しますのは、実は最高裁判所の方の御協議に

問題は、この試験をどこで管理するかということが問題になりますて、裁判所におかれましては、しばらく総務局長からも御説明がありましたように、これは司法修習生のむしろ入所試験と見てもいい程度の、きわめて研修所と深い関連のある試験である關係上、これは司法行政の一部として最高裁判所において管理すべきものであるという意見を、非常に強くお述べになりました。この点法務廳におきましては、本案に盛つておりますように、深い関係はあるけれども、これはやはり行政の一環たる事務である。従つて行政廳の担当すべきものであり、内閣、ことに法務を総括する法務総裁が管理することが適當であるという意見を提出いたしました。この点について遂に意見の一致を見なかつた次第でございます。それでだんく、日にちはたちまして、本年度の受験生から、いろいろ問合せもござりまするし政府といたしましても、この問題を早急に決定いたしまして、

所、それから弁護士会の連合会、大学基準協会、それから学校との関係もござりますので、文部省、それから公務員の関係も考慮いたしましたので、人事院、そういう関係方面の御出席を求めてまして、この案を検討いたした次第でございます。その際、最高裁判所では、根本方針について法務廳と意見の一致を見ないので、この問題が解決されない限り、遺憾ながら会議に出席ができないというふうな御意向でございまして、遂に会議に御出席は得なかつたのでござりまするが、その会議におきまして一應得ました結論は、始終最高裁判所の方に御連絡申し上げまして、また最高裁判所からも、多少御意見を承つたように思ひまするが、最高裁判所の御意見は、なるべくしんしゃくいたしまして、採用いたすようになつたした次第でござりますけれども、その根本問題について意見の一一致を見なさいものですから、十分の御協議を経なければならぬのは、大変遺憾に存する次第でござります。会議に出席せられました弁護士会の代表の方におかれましても、この案には全面的に御賛成でござ



申に加えてさしつかえないのではないかと考えます。目下研究されております弁護士法案によりますと、この司法試験に合格した者であつて、法務廳の事務官、あるいは裁判所の事務官、もしくは研修所の教官、あるいは裁判所の長官というような場合に、これに弁護士たるの資格を與えるというような規定も置かれておりますので、法律専門家は必ずしも裁判官、検察官、弁護士と限定いたしませんで、主として法務に携わるべき専門家、実務家、かように一應観念してよろしいのではないかと考える次第でござります。

○石川委員 それでだん／＼と明らかになつて参りましたが、第一條には、まずその法務における法律専門家といふものの資格を見定めておく。その見定めた者の中から司法修習生を命じて行く。こういう建前をとる。命ずるとあつて、それはあとで伺いますが、そういう建前をとるのだから、これは一つの行政的作用であつて、これは法務廳が所轄するのは当然である。こういうことになつて参りますか。

○岡崎政府委員 御見解の通りでございます。

○石川委員 滋みませんが、もう少し続けさせていただきます。第四條であります。第四條の一項の一號でありますのが、「学士の称号を得るのに必要な一般教養科目の学修を終つた者」であります。これはもちろん学士とならなくてよいという意味なのでありますね。たとえば参考に資料が添えてあります、が、大学でどのよな程度になればよいというのでありますらうか。大学令がはつきりきまつておるかどうかわか

りませんが、ただ参考文書を見ただけであります。これはどのように解するか、ひとつお伺いしておきたい。

○衆議院議員 この問題は今後の大學生制度と関連する問題でありまして、いわゆる新制大学におきましては、専門の科目のはか、一定単位の一般教養科目を必ず履修しなければならないことになるわけであります。そしてその仕方は、たとえば東大などにおきましては、一般教養のコースを前置しまして、一年半一般教養科目を履修した後、あとの二年半において専門の科目に入るというような段階をつける予定であります。が、他の大学におきましては、必ずしもそれを一般教養課程と専門課程とわけずに、四年なら四年の間に一般教養課程を織り込んだ教科課程をつくって、それを履修させることがあるのですから、たとえば先ほど東大の例を申し上げますならば、一般教養の一年半の課程を済んだものは、当然第一次試験が免除されることになります。そうでない場合におきましては、そのうちのここに要求してある学士号をとるために、大学の基準によりまして各大学で幾つの単位をどれ以上、これがきめられますから、その科目を履修して学校の証明書を得れば、それで第一次試験が免除になるわけになります。ですからこの場合には、あるいは二年で終る大学もあるかも知れませんし、三年までの単位をとらないと、その数が足りないという場合も出て来ると思います。

を有するかどうかと判定するのだ、この試験は大学卒業程度において一般教養の試験を筆記の方法において行う、こう言つておるのであります、これはどうなつておりますか。

○兼子政庁委員 先ほども申し上げました通り、今度の新制大学におきましては、どの学部を出るにつきましても、その学部の専門科目以外に相当的一般教養科目を履修しなければならないが、これ以前になるのでありますて、従つてどの科目といふ専門を問わず履修しなければならない程度の一般教養科目を、ここにいわゆる大学卒業程度の一般教養というように考えたものであります。

○石川委員 この三條と四條との準備試験の規定は、一方は一次試験の免除でありまつし、一方は受けなければならぬ規定であります。これによると学校に入る方が非常に有利だということになりますし、しませんか。卒業した程度の一般教養の何々と書いてあります。つまり第三條において高きを要求しておるのはないと思うが、その点についてお聞きしたい。

○兼子政府委員 この点は要するに一般教養と申しましても、どの程度のを要求するかという標準といたしまして、三條におきましては大学卒業程度と言つておりますが、たゞいまも申し上げました通り、たとえば法学士になるための専門科目としての法律学を除きました以外の教養科目が、この試験の関係におきましては一般教養といふことになるわけございまして、大学において履修さるべき程度のものを内容とするという意味で、卒業程度となるための専門科目としての法律学をいうように、すなわちその程度の教養

卒業できないという意味から、大学卒業程度というように書いたわけでありまして、大学を卒業してしまわないで講義するような程度のもののがこの内容になるのだという意味であります。

○石川委員 この点は独学で来る受験者が明らかにしておきたい点だと思うのです。大学卒業程度とあるけれども、大学において一般教養各科目を除めたという程度において、法律学を除いて勉強しなさい、こう言い得るわけでありますか。

○兼子政府委員 御意見通りでございます。

○石川委員 次に十三條の司法試験の管理委員会であります。管理委員会は法務省の官房長、最高裁判所事務総裁長、それから他の委員の一人は法務省が弁護士のうちから弁護士会の推薦に基き任命する権限がありますが、この弁護士会はどこの弁護士会でございましょうか。

○岡崎政府委員 新弁護士法が成立して施行になりましたならば、新弁護士法の中に規定されてあります日本弁護士会連合会の推薦に基いて法務省が任命するであろうと考えますが、その趣旨で法案を実はつくるべきでござりますが、弁護士法の運命がこの法案準備のときにはまだ確定しておりません。関係上、一應弁護士会という表現を用いますのでございます。新弁護士法が施行されるまでは、法務省が現在ございます日本弁護士会連合会の推薦に基いて

いて任命するであろう、かように考へております。  
○石川委員 弁護士会と書いてござりますが、弁護士会は現行法においては御承知の通り地方裁判所管轄内に法人として弁護士会がございます。これがから推薦に基くというようになつてゐるのであります、現在普通にいう弁護士会ではないということになりますか。

○岡安政府委員 現行弁護士法によりますと、第四章に弁護士会の規定がござりますので、實際は五十二條にござりまする聯合会から推薦をしていただくなり含みにおきまして、法文の表現をいたしましては弁護士会といふような表現を用いたわけでござります。

○石川委員 そうするとこれは弁護士会でよろしいのですか。

○森子政府委員 こう書いてございますと、現在のところにおきましては、どの弁護士会から推薦のあつた方でありますと、現実のところにおきましては、やはり全國的な基礎を持った現在の弁護士聯合会が推薦されねばならないとおもつてあります。

○石川委員 そうすると、これは非常につまらない質問になるかもしませんが、法律で「弁護士会の推薦」となつておりますから、各弁護士会の推薦をさつて決定しなければならないあるものを、取扱い上の必要から實際上はもう運営するということで、法務省裁判所が、運営した。それが行政行為の誤りだつて、その行為の取消し処分をやられたときどうなつて來ましよう。

○兼子政府委員 先ほど申し上げまし

た通り、法律的にはどの弁護士会が推薦された方でも任命することは可能ではござりますけれども、ただ実際におきまして、現在の弁護士法が成立する以前におきましても、全国的な基礎を持つた联合会からの推薦の方を任命するという取扱いにするわけであります。

○石川委員 そうなさいましたときに、その取扱い方がこの法に違反する処分であるという法律上の解釈は立ち

ませんか。そういうような処分が行政上違法処分である、この委員会は成立しないのだということになりはしませんか。もしそういうことになつたとし

たら、これは法律を扱う法務廳として少し変なかつこうになりはしないでしょ

うか。これは非常に私の考えが足りないかもしれませんか、一種の行政処

分に対する取消しができるのでありますから、法律は違反してやりましたと

ですから、ちよつと疑問ではありますか。

○兼子政府委員 その御質問の趣旨は、联合会の推薦では、ここにある「弁護士会の推薦」にならないといふお話をですか。

○石川委員 そのままの制度のもとにおき法として取消しを訴求せられたらどうなさるか、そういう憂いがあるのでは

ないか。

○石川委員 現行法の五十二條におきまして、弁護士会が共同して联合会をつくる。その联合会が推薦されるといふに法律的にもなり得ると思ひます。

○石川委員 この表現は「联合会」と書いてあります。その語をどうしてお使

いにならないのです。混乱しないよう

に法律をおこしらえくださいなくては

ならないかと存じます。

○兼子政府委員 この点は先ほども申

しました通り、新弁護士法において連

合会の組織というようなものがまだ

つきりきまつておらないように存じま

すので、一應こうしたことでは現在の状

態が解決できるというふうに信じま

す。將來もし新弁護士法ができまし

て、そこでその連合会の名称なり組織

がはつきりいたしましたあがつき、そ

のときになつて疑いが起りますよう

したら、あるいはこの條文を改正する

ことの採用のために急ぎになつて

おる。新しい弁護士法案が通ると存

じますけれども、かりに通らなかつた

場合はどのように御処理なさるのです

か。

○兼子政府委員 その点は先ほど申し

ました通り、現在の制度のもとにおき

ましても、この場合の弁護士会という

のは、弁護士法五十二條による弁護士

会によつてさらに構成されるところの

所書記官なり、書記官補の職階をどう

きめて行くか、結局これは人事院との

関係になりますが、それによつてきま

つて行くのであって、ただいまの石川

委員の御意見に沿うように努力いたし

たいと思つております。

○石川委員 それでは書記官ができま

したならば、普通の公務員よりもでき

るだけ高い経済的などでも申しましょ

うか、報酬を考えたわけですから

思ひます。

○内藤説明員 従来の裁判所書記の職

務につきましては、実は一般に理解が

非常に薄うございまして、そのために

待遇がむしろ不當に低いという感じを

申上げておきたいと思います。第一

にござりますように、法務廳の案で申

します第一條の法律専門家といふ概念

が非常に明らかでないと思うのであり

ます。これは先ほど政府委員の方から

申上げておきたいと思います。

○石川委員 これで私は終ります。

○押谷委員 ただいまの御質問に關連

して一点だけ確かめておきたいと存じ

つております。

○石川委員 これは司法修習生の採用と司法

試験があります。

もう一つ裁判所法の一部を改正する

法律案にもどりまして、まず書記官の

制度であります。これは個人は非

常に賛成であります。そこで裁判所

に伺いたいのですが、こうなり

ました結果、裁判所の書記が實質上經

て、こういう文字を使つたわけであり

ます。將來もし新弁護士法ができまし

すので、一應こうことで現在の状

態が解決できるというふうに信じま

す。将來もし新弁護士法ができまし

ます。將來もし新弁護士法ができまし



○梨木委員 最高裁判所にお伺いしたのであります。今度政府は行政整理

で首先りを計画しておるらしいのであります

が、裁判所関係の職員について

はどういうことになつておるのであり

ましようか、それを伺いたい。

○内藤説明員 裁判所関係におきまし

ては、御承知のように本來の裁判所の

事務を扱う面と、それに附隨いたしま

す面にあります。司法行政を扱いま

す面におきましては、今回の行政整理

にあたりまして、内閣の方からも國会

同様にやはり協力を求められておるわ

けでございます。従つてこの線におきま

してはできる限りの処置を講じまし

て、内閣の要請にも答へたいと考えて

おります。しかしながら裁判を扱う面

におきましては、御承知のように事件

が非常にふえて参つております。また

新しい法律によりまして刑事訴訟の手

続も、民事訴訟の手続も改正されまし

て、非常に複雑になつて参りまして、

さらに家庭裁判所が設立されまして、

実際の事件の処理には非常な負担があ

るわけであります。従つてその面にお

きまして、今回のいわゆる行政整理と

いふべき中には入れることができな

いというふうに考へております。

○梨木委員 そうすると司法行政に從事しておる職員は、大体どれくらいでありますか。そして今御答弁になつたような場合だと、どれくらい整理さることになるのですか。具体的に伺いたいと思います。

○内藤説明員 実はまだその数字的

なものまで結論が出ておりませんの

で、現在はお答えを申し上げかねる状態でございます。

○梨木委員 それはいづれ資料を提供していただきたいと思います。

次にこの改正によりましてできる全

国書記官の人数と、書記官補の人数

はどういう計画でありますか。

○内藤説明員 この点もまだ正確な数

字が出ておるわけではございません

が、大体の見当を申し上げますと、裁

判所書記官が千数百名、書記官補と申

われます。

○梨木委員 この説明書を読みます

と、裁判所書記官の地位を上げて、有

能な人を書記官にするのだという趣旨

に伺えるのですが、将来ずっと

書記官と書記官補の制度を存続させる

のですか。書記官補は追つて全部書記

官に昇格させて行くような方針なので

あります。現行の制度を存続させること

ができるのであります。従つてこの線におきま

してはできる限りの処置を講じまし

て、内閣の要請にも答へたいと考えて

おります。しかししながら裁判を扱う面

におきましては、御承知のように事件

が非常にふえて参つております。また

新しい法律によりまして刑事訴訟の手

続も、民事訴訟の手続も改正されまし

て、非常に複雑になつて参りまして、

さらに家庭裁判所が設立されまして、

実際の事件の処理には非常な負担があ

るわけであります。従つてその面にお

きまして、今回のいわゆる行政整理と

いふべき中には入れることができな

が、どのくらいふやす計画でありますか。もう一つは新刑事訴訟法の施行に

よりまして、公判中心主義になります

と、法廷における供述を要約して録取

するというのではなくて、やはりそ

れを伺います。

○内藤説明員 まことにごともな

御質問でございまして、訴訟法の改正

によりまして、從来の裁判所書記の負

担が非常に多くなっております。従い

ましてこの方面におきまして、相当の

御質問でございまして、訴訟法の改正

たは裁判所調査官に任命できるように改正されるようではありますか。改正されることは下へ下ることになつておるのはずなります。裁判官や検察官が不足して困つておられます。新審法が施行になります。裁判所の陪審法廷であります。裁判官または検察官と肩を並べた一段高

いところにあるのであります。こういふことは下ろうと思へばすぐ下れるわ

けでありますから、早急に実施してほ

うことは下ろうと思へますが、この点に

ついで最高裁判所はどうお考えになり

ますか。

○内藤説明員 裁判官あるいは

検察官が、裁判所なり検察廳における

や教官に任命しないで、そのままの身

分でその仕事ができるという道を開い

た規定でござります。裁判官あるいは

検察官が、裁判所なり検察廳における

非公的な仕事の負担にかかるらず、こう

いつた方にさくことは事務の処理上ま

た規定でござります。裁判官あるいは

検察官が、裁判所なり検察廳における

非公的な仕事の負担にかかるらず、こう

いつた方にさくことは事務の処理上ま

た規定でござります。裁判官あるいは

検察官が、裁判所なり検察廳における

非公的な仕事の負担にかかるらず、こう

いつた方にさくことは事務の処理上ま

た規定でござります。裁判官あるいは

検察官が、裁判所なり検察廳における

非公的な仕事の負担にかかるらず、こう

いつた方にさくことは事務の処理上ま

た規定でござります。裁判官あるいは

検察官が、裁判所なり検察廳における

非公的な仕事の負担にかかるらず、こう

いうことを考えておるわけではございません。

○梨木委員 最後に一点伺いたいのであります。新審法が施行になります。裁判所の陪審法廷であります。裁判官または検察官はまだ裁判官と肩を並べた一段高

いところにあるのであります。こういふことは下ろうと思へばすぐ下れるわ

けでありますから、早急に実施してほ

うことは下ろうと思へますが、この点に

ついで最高裁判所はどうお考えになり

ますか。

○内藤説明員 お話を通りでございまして、裁判所といしましては、法廷

の形式につきましては通達をもつて各

裁判所に申し送つておるわけでございまして、ただ改造についての費用、実際

の法廷の使用状況などから手をつけかねておるとところが少數あるかと存

りますが、お話を通り経費の許す限

り、至急改造すべきものであると考えております。

○梨木委員 通達は出でるのでしょうか

ますね、その点だけ確かめておきま

ります。

○内藤説明員 出でております。

○上村委員 今の梨木君の言われた裁

判所の速記制度でございますが、これ

は質問といえど意見といえど意見

です。ただ改修についての費用、実際

の法廷の使用状況などから手をつけか

ねておるとところが少數あるかと存

りますが、お話を通り経費の許す限

り、至急改修すべきものであると考え

ております。

○内藤説明員 最高裁判所といました

して、こうすることを想像したのであります。東京あたりの裁判官並びに検察官が、実際裁判並びに検察の仕事をしておるながら、その合間をさして兼務的研修所の教官や調査官をやるよう

な運営の仕方をするのではないが、これまでには至つてない状況でございました。

○内藤説明員 そのことをおそれるのであります。うちう点はないわけではありません。

5

お話を伺つたり、あるいは民間で速記を研究しております者に当つてみた  
り、具体的的研究は現在進めております。

あるいは裁判の公平、正確という点からいたしまして、どうしても新憲法のもとにおける裁判に対しては、絶対的に必要なものは速記であると思う。私どもは最近労働問題の裁判などに付けると、必ず裁判所に交渉しまして筆記をとる。ところが裁判所書記のとつた筆記は実にすさんであつて不正確である。それが基準になつて裁判をされると、とんでもない結果が生ずるわけあります。私どもの方ではいつでも労働組合とか農民組合の場合には、民事にしろ刑事にしろ、速記を許してもらつて速記をとつて比較参照すると、まったく天地裏泥の差が出て来る。こういうことは裁判の公平、眞実あるいは民主化の点から言いまして、ひとり刑事のみならず、民事の裁判においても絶対必要でございます。この際裁判所側はひとつ断固としてこの速記を採用する。そうしてもしも人員を整理する裁判所職員があるならば、それに速記術を学ばして、一石二鳥の効果を上げる用意をしたらどうか、これを私は痛切にこの際裁判所において断行せらるべき一つの革新事業だと思いますので、意見を申し上げておきます。

それから先ほども十分石川委員の質問で研究したのですが、六十六條の裁判官の採用ですが、司法修習生は司法試験に合格した者からとるということです、資格試験といふのでありますから、いろいろな問題が生ずるのですが、そうするとの司法修習生という

のはこれによりますと、試験があるようになつておるのですが、大体私は司法修習生といふものは、試験といふものでなくして、試験といふものは司法試験でいいわけなのです。しかもその司法試験といふものは一次、二次があつて、相当高度の厳格な試験が行われて来て、司法修習生になる。この司法修習生といふものがあつて、試験がおもか、あるいは單に修習するというところに重きを置くかといふことが非常に問題になるし、お互いわれ／＼は法律を勉強するということは、その学生もしくは青年に対しても終生の事業でありまして、司法修習生になつたということで非常に安心しておるが、さてそこにまた試験があつて、落第をさせられるということになると、單にそれが少數の人であつても、それに対する影響は、ことに学生、青年に対する影響は非常に多いものが生じて来ると思うのであります。この六十七條によりますと、試験をするようになつておるわけです。司法修習生は、少なくとも二年間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。」こういふふうになつておりますが、そりと七命づけるということは、これは私は一つの國家の公務員に任命するのであるからして、司法修習生は單なる見習いといふことが主であるからして、これはむしろ司法官の方面から見るならば、修習すなわち修養であつて、試験制度の域を脱しておるものだと思うのです。試験といふものは、今度試験法でできるところの試験で完全なものであつて、あとは試験でなしに、とにかく教養、

修習といふことに重きを置くにどまることのないものであつて、そこでやたらに首を切らるゝ落第をさせてでもいいという考え方があるがどうか、と思うのであります。その趣勢としましては、六十八條には罷免と併せて「最高裁判所の定める事由があると認めるとき」は、その司法修習生を罷免することができる。」とある。それで私は根本的な修習の性格を聞いておきたいのは、「これは裁判官の試験であるか、それとも單に試験は、第一次試験を終えたあとは修養にすぎない」というふうな考え方になるのか。この点がはつきりしないのであります。試験を終えて採用したのが修習生か、そうでなく、修習生はまだ試験をされる者の対象となつておるのかどうか。この点を旧の六十八條と、新の六十六條、旧の六十七條との関係をはつきりさせておきたいのですが、この点の御意見を承つておきたい。試験の段階、司法試験といふものが一次、二次とあつて、それが資格試験である。それから採用した者は、少くとも判事、檢事ではないけれども、國家の役人となつてしまふのであつて、そういう試験が、もつとも古い時代の司法官試補といふものは、そういうような形ではあつたが、あれはやはりあれで落第しても弁護士になられたり何かしたようなことを覚えておりますが、今度の司法修習生と司法試験の関係がどこからどこまでがどうなつておるかということを、この際はつきり確かめておいて、そうして司法修習生に採用した以上、裁判所が落第させたり、いかげんのことを

するということは、將來の学生及び審判官等が何年か前に對して重大なことであると思ふので、この際それらの点をはつきりとお伺いしておきたいと思います。

○内藤説明員 私から御説明申し上げます。司法修習生は公務員ではないからといってお話をございましたが、これは從來の司法官試補とは違いまして、司法裁判官、檢察官になるべき人ばかりではありません。御承知のように弁護士になる人も司法修習生として修習を受けるわけでございまして、いわば司法官試補と弁護士試補とが合体したようなものでございます。従つてその身分については公務員という身分は持つていいものというふうに考えております。それから修習を二年間終えました後に、さらにその修習の結果についての試験を行なうわけでございます。これはやはり修習が終了いたしまして一定の資格を與えます場合に、ある試験を行うことは当然のことかと存ずるのでございますが、それに不合格のためにさらに修習を續けなければならぬといふが、あるいは罷免されると、うな場合は起るわけありますが、その試験の結果未合格者が多數になると、いうようなことは、現在の修習の方法から申しましても、試験の方法から申しましても、御心配のような点はそうない」と考えておるわけであります。

○上村委員 そういう心配はないと言ふけれども、私はそれが心配なのであります。結局そうすると試験ということに重きを置いてやられるということになります、試験ならば落第が必ずあるわけですが、その落第したのは一体どうす

○内藤説明員 実は最初の試験も済みませんので、何とも申し上げかねるわけであります。が、従来御承知のように、司法官試補が第二回の試験を受けておられます。が、ほんど落第はしなかつたのであります。といつてやはり試験で落第があるの、落第はどうありますかというお尋ねであります。そこで、まだ実力がない者は落第しても仕方がないというように考へざるを得ないのですから落第があるので、落第はどうあります。

○上村委員 そういうふうに簡単に片づけてはいけないと思うのです。いやしくも國家の試験を受けて来ておるわけです。それが今度司法修習生になつて、そこでまた試験本位にして落第を出すということは、これは養成試験を過酷にやるものである。試験を過酷にやったからといって人材が出るというものがじやない。一旦資格試験があつて、その資格試験の中から裁判所が任命したとするならば、その及第した学生なり青年なり是非常に喜んでそこにおるわけです。そこへ行つて落第させられる。そうするとそれは再修習もできないといふことになつて、一つの悲惨な事が起ります。がわかるわけであるから、一体試験の段階をどこできめて、そうしてどこからどこまでは試験といふものはほんの名ばかりで、一寧に教えて修習させてやるという考え方で行くのかと、いうことを伺いたい。

○内藤説明員 決してこの司法修習生の制度が試験本位のものでもなければ、過酷な試験を課することないことはお話を通りです。修習によりまして裁判官、検察官、弁護士としての資格のある人を養成して行くということは司法修習制度でございまして、決



護士の地位を非常に高めるこの改正案においては、俗に言う前科がある者でもよいということになつてはなりません。この点つけ加えて皆さんの御参考に申し上げておきます。

○花村委員長 次に検察廳法の一部を改正する法律案、民法等の一部を改正する法律案、公證人法等の一部を改正する法律案、公證人法等の一部を改正します。三案について政府より提案理由の説明を求めます。山口政府委員。

検察廳法の一部を改正する法律

検察廳法の一部を改正する法律  
第十一条第一項中「その任免は、」  
第十八条第二項第一号中「高等試  
験」を裁判所法(昭和二十二年法律  
第五十九号)第六十六條第一項の試  
験に改め、同項及び第四項中「副檢  
事選考委員会」を「副檢事選考審  
会」に改める。

第十九條第一項第三号中「法務

廳の各長官」を「法務府の各長官」  
に、「法務廳事務官、法務廳教官」に  
改め、同項第五号を削り、同條第  
三項中「第三号乃至第五号」を「第  
三号及び第四号」に改める。

第二十三條第一項中「検察官適  
審」を「法務府事務官、法務府教官」に  
改め、同項第五号を削り、同條第  
三項中「第三号乃至第五号」を「第  
三号及び第四号」に改める。

格審査委員会の議決及び法務總裁の  
勧告を経て、」を「検事総長、次長検  
事及び檢事長については、檢察官適  
審会の議決及び法務總裁の勧告

を経て、檢事及び副檢事については、  
は、檢察官適審会の議決を経て、」に、同條第二項から第五項まで中「檢察官適審査委員会」を檢  
察官適審査会に、同條第三項中「當該檢察官の罷免の勧告をしなければならない。」を「檢事総長、次長  
檢事及び檢事長については、當該檢  
察官の罷免の勧告を行い、檢事及び  
副檢事については、これを罷免しな  
ければならない。」に、同條第四項  
中「法務廳の官吏」を「法務府の官吏」  
に、同條第五項中「前四項」を「前七  
項」に改め、同條第四項の次に次の  
三項を加える。

檢察官適審査会に、委員一名  
につきそれぞれ一名の予備委員を  
置く。  
各委員の予備委員は、それぞれ  
その委員と同一の資格のある者の  
中から、これを選任する。但し、  
予備委員となる國會議員は、それ  
ぞれ衆議院及び參議院においてこ  
れを選出する。

委員に事故のあるとき、又は委  
員が欠けたときは、その予備委員  
が、その職務を行う。

第二十九條中「予算の範囲内にお  
いて政令で」を「別に法律で」に改め  
る。

第三十条を次のよう改める。

附則  
第一條 公證人法等の一部を改正する  
法律

第十一条第一項中「その任免は、」  
第十八条第二項第一号中「高等試  
験」を裁判所法(昭和二十二年法律  
第五十九号)第六十六條第一項の試  
験に改め、同項及び第四項中「副檢  
事選考委員会」を「副檢事選考審  
会」に改める。

第十九條第一項第三号中「法務

廳の各長官」を「法務府の各長官」  
に、「法務廳事務官、法務廳教官」に  
改め、同項第五号を削り、同條第  
三項中「第三号乃至第五号」を「第  
三号及び第四号」に改める。

第三十二条の二、この法律第十五  
條、第十八條乃至第二十條及び第  
二十三條第一項中「檢察官適

二十二條乃至第二十五條の規定  
は、國家公務員法(昭和二十一年  
法律第百二十号)附則第十三條の  
規定により、檢察官の職務と責任  
の特殊性に基いて、同法の特例を  
定めたものとする。

第三十七條第二項中「考試を経た  
者」の下に「又はこの法律施行の際現  
に弁護士試補たる者で一年六箇月以  
上の実務修習を終え試験を経たも  
の」を加え、同條に次の二項を加え  
る。

弁護士たる資格を有する者が、  
朝鮮弁護士令(昭和十一年制令第  
四号)、台灣弁護士令(昭和十年律  
令第七号)又は關東州弁護士令(昭  
和十一年勅令第十六号)による弁  
護士(以下外地弁護士と称する。)  
の職に在つたときは、第十八條の  
規定の適用については、外地弁護  
士の在職の年数が三年以上になる  
もの又は外地弁護士及び弁護士の  
在職の年数が通じて三年以上にな  
るもの、その三年に達した時、  
朝鮮弁護士令による弁護士試補と  
して一年六箇月以上の実務修習を  
終え考査を終えたものは、その考査  
を経た時に、それぞれ司法修習生  
の修習を終えたものとみなす。

第五百七十條第一項第六号を次  
のよう改める。

第六条 第六百十八條第一項第  
五號及ヒ第六號ニ掲タル收  
入ニシテ差押ヲ受ケサル金  
額但シ差押ヨリ次期ノ收入  
ノ支拂マテノ日數ニ應シテ

第二條 民事訴訟法(明治二十三年  
法律第二十九号)の一部を次のよ  
うに改正する。

第五百七十條第一項第六号を次  
のよう改める。

第六条 第六百十八條第一項第  
五號及ヒ第六號ニ掲タル收  
入ニシテ差押ヲ受ケサル金  
額但シ差押ヨリ次期ノ收入  
ノ支拂マテノ日數ニ應シテ

第二條 民事訴訟法(明治二十三年  
法律第二十九号)の一部を次のよ  
うに改正する。

第五百七十條第一項第六号を次  
のよう改める。

第六条 第六百十八條第一項第  
五號及ヒ第六號ニ掲タル收  
入ニシテ差押ヲ受ケサル金  
額但シ差押ヨリ次期ノ收入  
ノ支拂マテノ日數ニ應シテ

第一條 公證人法等の一部を改正する  
法律

第十一条第一項中「その任免は、」  
第十八条第二項第一号中「高等試  
験」を裁判所法(昭和二十二年法律  
第五十九号)第六十六條第一項の試  
験に改め、同項及び第四項中「副檢  
事選考委員会」を「副檢事選考審  
会」に改める。

第十九條第一項第三号中「法務

廳の各長官」を「法務府の各長官」  
に、「法務廳事務官、法務廳教官」に  
改め、同項第五号を削り、同條第  
三項中「第三号乃至第五号」を「第  
三号及び第四号」に改める。

第三十二条の二、この法律第十五  
條、第十八條乃至第二十條及び第  
二十三條第一項中「檢察官適

の適用については、それぞれ法務  
府の各長官、法務府事務官及び法  
務府教官の在職とみなす。

第一條 民法(明治二十九年法律第  
八十九号)の一部を次のよう改  
正する。

第三百六條中第二号を第三号と  
し、第三号を第一号とする。

第三百八條を第三百九條とし、  
第三百九條中但書を削り、同條を  
第三百八條とする。

第三百八條を第三百九條とし、  
第三百九條中但書を削り、同條を  
第三百八條とする。

第三百九條第一項但書を削り、同條  
を第三百九條とする。

第五百七十條第一項第六号を次  
のよう改める。

第六条 第六百十八條第一項第  
五號及ヒ第六號ニ掲タル收  
入ニシテ差押ヲ受ケサル金  
額但シ差押ヨリ次期ノ收入  
ノ支拂マテノ日數ニ應シテ

第二條 民事訴訟法(明治二十三年  
法律第二十九号)の一部を次のよ  
うに改正する。

第五百七十條第一項第六号を次  
のよう改める。

第六条 第六百十八條第一項第  
五號及ヒ第六號ニ掲タル收  
入ニシテ差押ヲ受ケサル金  
額但シ差押ヨリ次期ノ收入  
ノ支拂マテノ日數ニ應シテ

第一條 公證人法等の一部を改正する  
法律

第十一条第一項中「その任免は、」  
第十八条第二項第一号中「高等試  
験」を裁判所法(昭和二十二年法律  
第五十九号)第六十六條第一項の試  
験に改め、同項及び第四項中「副檢  
事選考委員会」を「副檢事選考審  
会」に改める。

第十九條第一項第三号中「法務

廳の各長官」を「法務府の各長官」  
に、「法務廳事務官、法務廳教官」に  
改め、同項第五号を削り、同條第  
三項中「第三号乃至第五号」を「第  
三号及び第四号」に改める。

第三十二条の二、この法律第十五  
條、第十八條乃至第二十條及び第  
二十三條第一項中「檢察官適

ル法務局又ハ地方法務局」に、「所  
屬地方裁判所長」を「其所屬スル  
法務局又ハ地方法務局ノ長」に改  
める。

第七條第三項中「勅令」を「政令」  
に改める。

第八條 法務局若ハ地方法務局又  
ハ其ノ支局ノ管轄區域内ニ公證  
人ナキ場合又ハ公證人ノ職務  
ヲ行フミト能ハサル場合ニ於テ  
ハ法務總裁ハ當該法務局若ハ地  
方法務局又ハ其ノ支局ニ勤務ス  
ル法務局事務官ヲシテ管轄區域  
内ニ於テ公證人ノ職務ヲ行ハシ  
ムルコトヲ得

第九條中「事務ヲ取扱フ判事又  
ハ裁判所書記ヲ職務ヲ行フ法務  
府事務官」に改める。

第十條第一項但書を削り、同條  
第二項を次のよう改める。

第十五條第二項中「所屬地方裁判所ヲ管轄スル控訴院ニ於ケル懲戒委員会」を「公證人審査會」に改める。

第十八條第三項を削る。  
第十九條第一項を次のように改める。

身元保證金ノ額ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム。

第二十四條第一項中「筆生」を「書記」に改める。

第二十五條第一項中「又ハ豫審判事」を削る。

第二十八條第二項を次のように改め、同條第三項中「法律行為ニ非サル事實ニ付」及び同條第五項を削る。

公證人囑託人ノ氏名ヲ知ラス又ハ之ト面識ナキトキハ官公署ノ作成シタル印鑑證明書ノ提出其ヲ要ス。

第三十二條第二項を次のように改める。

前項ノ證書カ認證ヲ受ケサル私署證書ナルトキハ其ノ證書ノ外。

第三十四條第三項に次の但書を加え、同項第七号中「筆生」を「書記」に改める。

正ナルコト明ナル場合ハ此ノ限ノ限ニ在ラス。

第三十條第二項ノ場合ハ此

第三十六條第三号中「及其ノ副本ヲ

原本ニ代ヘテ連繰スルヨトヲ  
セシメ其ノ權限ヲ證明セシメタル  
コト」を削り、同條第五号中「第  
三者ノ許可又ハ同意アリタルコト  
キ」を第三者ノ許可又ハ同意アリ  
タルトキ」に改め、同條第六号及  
び第七号を次のように改める。

六 印鑑證明書ノ提出其ノ他確  
實ナル方法ニ依リ人達ナキコ  
トヲ證明セシメ又ハ印鑑若ハ  
署名ニ關スル證明書ノ眞正大  
ルコトヲ證明セシメタルトキ

七 第三十二條第二項但書ノ場  
合ハ其ノ旨及其ノ事由

第三十七條第三項中「壹貳參」を  
「壹式參」に改める。

八其ノ旨及其ノ事由

ノ他確實ナル方法ナリ其ノ人  
達ナキコトヲ證明セシムルコト  
ヲ要ス。

第三十二條第二項を次のように  
改める。

前項ノ證書カ認證ヲ受ケサル私  
署證書ナルトキハ其ノ證書ノ外

第三十四條第一項中「又ハ豫審  
判事」を削る。

第三十九條第一項中「及立會  
人」、同條第五項中「囑託人又ハ  
其ノ代理人及立會人」及び同條第  
六項を削る。

第四十一條第一項を次のように  
改め、同條第二項中「囑託人又  
ハ其ノ代理人及立會人」を削る。

第五十一條第二項中「第三項  
及第五項、第三十一條、第三十二  
條第一項及第二項並第四條第  
三項及第四項」を及第二項、第三  
十條、第三十二條第一項並第四  
項を削る。

第五十五條第一項中「證書」を  
「證書ノ正本若ハ謄本」に、同條第  
二項中「謄本」を「正本文又ハ謄本」  
に改める。

第六十條中「並第三十九條第五  
項及第六項」を及第三十九條第五  
項に改める。

人請求スル場合ニ提出スヘキ證  
書ニ之ヲ準用ス。

第四十六條第一項第二号中「住  
所」及び「及事務所」を削り、同  
條第三項中「前二項」を「前項」に  
改め、同條第四項を削る。

第四十七條第二項中「第二項  
及第五項」を「及第二項」に改め、  
同項中「及第四項」を削り、同條  
次の一項を加える。

第五十一條第二項中「第三項  
及第五項、第三十一條、第三十二  
條第一項及第二項並第四條第  
三項及第四項」を及第二項、第三  
十條、第三十二條第一項並第四  
項を削る。

第五十九條中「且」の下に「公證  
人」を加える。

第六十條中「並第三十九條第五  
項及第六項」を及第三十九條第五  
項に改める。

第七十條中「前一項」を「第七  
十四条」に改める。

第七十一条中「前一項」を「第七  
十五条」に改める。

第七十二条中「前一項」を「第七  
十六条」に改める。

第七十三条中「前一項」を「第七  
十七条」に改める。

第七十四条中「前一項」を「第七  
十八条」に改める。

第七十五条中「前一項」を「第七  
十九条」に改める。

第七十六条中「前一項」を「第七  
十条」に改める。

第七十七条中「前一項」を「第七  
十一条」に改める。

第八十二条第一項中「市區町長  
、警察官吏又ハ領事ノ證明書」を「官  
署ノ證明書」に、同條第二項中「區  
裁判所」を「同一ノ法務局若ハ地方法  
務局又ハ其ノ支局」に改める。

第一項及び第六十七條第一項中  
「同一ノ區裁判所ノ管轄區域又ハ之  
隣接スル區裁判所」を「同一ノ法  
務局又ハ地方法務局」に改める。

第二項中「第四十一條第二項」を  
「第四十一條第一項」に改める。

第六十三條第一項、第六十四條  
第一項及び第六十七條第一項中  
「及第五項、第三十一條並第三十二  
條第一項及第二項」を及第二項、  
第三十一條並第三十二條第一項

及第五項」を「及第二項」に改め、  
同條第二項を削る。

第七十一條第一項中「同一ノ區  
裁判所」を「同一ノ法務局若ハ地方法  
務局又ハ其ノ支局」に改める。

第七十三條中「區裁判所」を「法  
務局又ハ其ノ支局」に改める。

第七十一條第一項中「同一ノ區  
裁判所」を「同一ノ法務局若ハ地方法  
務局又ハ其ノ支局」に改める。

第七十三條中「同一ノ法務局  
又ハ其ノ支局」に改める。

第七十四條及び第七十五條を次  
のよう改める。

第七十四條中「前一項」を「第七  
十五条」に改める。

第七十五条中「前一項」を「第七  
十六条」に改める。

第七十六条中「前一項」を「第七  
十七条」に改める。

第七十七条中「前一項」を「第七  
十八条」に改める。

第七十八条中「前一項」を「第七  
十九条」に改める。

第七十九條中「前一項」を「第七  
二十条」に改める。

第八十条中「前一項」を「第七  
二十二条」に改める。

第八十一条中「前一項」を「第七  
二十三条」に改める。

第八十二条中「前一項」を「第七  
二十四条」に改める。

萬圓に改める。

第六十二條ノ四第一項中「懲戒委員  
會」を「公證人審査會」に改める。

第八十二條削除。

第八十三條 公證人勾留セラレタル  
コトヲ停止セラル。

第八十二條及び第八十三條を次  
のよう改める。

第八十二條削除。

第八十二條及び第八十三條を次  
のよう改める。

第八十二條及び第八十三條を次  
のよう改める。

の調整、第二は、國家行政組織法及び  
法務廳設置法の一部を改正する法律の  
施行に伴う必要な整理、第三は、その  
他の改正であります。

す。従来検察官の任免につきまして

は、検察廳法第十五條第三項によりま  
して、一般の檢察官は内閣が、二級つ

檢察官は内閣総理大臣がこれを任命す

こととなつておりましたが、本年一月八日施行の「郵局規則」によると、

月ノ日旅行の人事院規則一ないし三に  
よりまして、國家公務員法中第五十五

國家公務員任免法

規定の大部分が適用されることになり

ました結果、検察官の任免につきまし

でも、法務総裁が「これを行う」とと相  
なつたのであります。しかし、がく僕

事総長、次長検事及び検事長につきま

しては、いずれも認証官であります。関

係上、これが任免は内閣がこれを行う

ことを適當と認めまして、第十五條第一項を改正する二事により、その旨を

規定し、その他の検察官につきまして

は、國家公務員法の規定により、法務

總裁がこれを任免するものとし、同條

第三項はこれを削除し、かつこれに伴つて第二十三條の規定二つ、

第二十三條の罰金の手續は、い  
ても必要な改正を加えたのであります

す。次に三級官吏の進退に関する権限

の委任並びに検察事務官、検察技官の

支部勤務命令に関する第三十條の規定は、國家公務員法第三百五十二条第一項

は國家公務員法第五十五條第二項の規定が優先する結果、すでにいずれも

不要となりましたので、これを削除し

たしました。しかして検察官はその職

貴上、その任免につきましては、一般

の國家公務員とはおのずからその取扱いを異すべきものでありますので、検察官の任免手続、任用資格等に関する

次は第二の点であります。これは、本年六月一日から國家行政組織法及び法務廳設置法の一部を改正する法律が施行される関係上、これに伴つて、從來政令で定めることになつてゐた検察廳の職員の定員を法律で定めるものといたしましたが、「法務廳」とあるのを「法務府」に、「副檢事選考委員会」とあるのを「檢察官適格審査委員會」とあるのを「檢察官適格審査會」に改める等の必要な整理を行つたのであります。

第三はその他の改正であります。その一は、副檢事の任用資格に関する点であります。檢察廳法第十八條第二項第一号によれば、副檢事は高等試験に合格した者で、副檢事選考委員会の選考を経たものの中からも、これを任命することができることなつてゐるのであります。が、政府におきましては、たゞ高等試験にかわるべき試験について法律案を立案準備中であります。そこで、その法律が制定施行せられるに伴つて、この点を改正する必要があるわけであります。が、本案におきましては、本号の試験は、司法修習生となれる資格を得る試験と同一の試験であることを明らかにするために、これを「裁判所法第六十六條第一項の試験」と改めたのであります。

その二は、檢察官適格審査会に予備委員を置く旨の規定であります。檢察官適格審査会の予備委員につきましては、さきに檢察廳法第二十三條第五項に基き、檢察官適格審査委員会令(昭和二十三年政令第二百九十二号)等に

これは規定いたしたのであります。されば、委員会に関する重要な事項であり、かつ國會議員については、國会法第三十九條により、内閣總理大臣その他國務大臣、内閣官房長官、各省次官をかねる場合及び國会の議決に基いて内閣行政各部における各種の委員、顧問、參與その他これに準する職務につく場合のほかは、法律で定めた場合でなければ、國または地方公共團體の公務員をかねることができないことになつておりますので、これを法律により規定することを適當と認めたのであります。しかして本案におきましては、予備委員は各委員に対應して置かれ、その資格は対應する委員と同一資格を要するものとし、國會議員たる予備委員は、委員の場合と同様にそれぞれ衆議院または參議院において、これを選出するものとしたのであります。

者については、検察廳法第三十七條<sup>1</sup>が規定する資格を得たときに司法修習生の修習を終えたものとみなされるのであります。弁護士たる資格を有する者が、三年以上外埠弁護士をしていた場合または内地、外地の弁護士在職を通じて三年以上になる場合にも、右と同一の取扱いをし、また弁護士たる資格を有する者が、朝鮮弁護士令による弁護士試験として一年六箇月の修習を終えた者と同一の取扱いをするのを相当と認めます。判事補の職権の特例に関する法律第三條の規定ならしまして、これを規定したものです。

以上御説明いたしました通り、本案は國家公務員法及び國家行政組織法の施行並びに法務廳設置法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要な整理を実施しますとともに、検察官適格審査会に予備委員を置き、かつ検察官の任用資格に関する規定を整備するためのものであります。いすれも検察機構を整備充実せしめるため重要な規定でありますから、何とぞ慎重御審議の上、可決せられんことを希望する次第であります。

次に民法等の一部を改正する法律案の提案理由を簡単に御説明申し上げます。

まず第一條は民法を改正する規定であります。その第一は、第三百六條中第二号と第三号とを入れかえることとあります。現行民法では第二号に「葬式・費用」第三号に「雇人・給料」と定めてありますので、この両者が競合する場合には、民法第三百二十九條の

規定に従い、債務者のために葬式の費用を拂つた者が雇人の給料に先んじて弁済を受けられるわけあります。しかししながら葬式の費用はあくまでも個人的なものであり、もとより本人の家族または縁者が負担すべきものであつて、かつ商法第二百九十五條によりますと、会社の使用者の給料の先取特権については、葬式の費用に優先せしめているのでありますて、この商法の規定とのつり合いから申しましても、会社の使用者以外の雇人の給料の先取特権の順位は、当然勤労者の生活確保の見地から、会社の使用者の給料と同一の順位といたし、その債権を保護すべきものと考えますので、順位の変更を規定した次第であります。

てはいたしめたのであります。さきに申しました商法第二百九十五条の規定には、会社に対する使用者の給料の先取特権につきましては、金額に制限をいたしておらないのであります。さきに申し均衡から申しましても、但書を削るのが相当と考えたのであります。

次に第一條は民事訴訟法を改正する規定であります。現行民事訴訟法第五百七十條第一項第六号は、有体財産に対する強制執行につきまして、官吏（神職、僧侶、公立私立の教育場教師）の職務上の收入または恩給についてのみ差押禁止物として保護しておりますが、工員その他の雇人等の労務者が受ける報酬その他の收入を除外する理由はありません。当然保護されしかるべきものと考えますので、第六号をようとする趣旨であります。

終りに附則について御説明いたします。この改正条項は、前に述べました勤労者の生活擁護の目的を持つものでありますから、その実施は急を要するものと認めまして、公布の日からこれを実施することいたしました次第であります。これまた何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決を賜わらんことを御願い申しあげます。

次に公証人法等の一部を改正する法律案につきましても、簡単に提案理由を御説明いたします。公証人にに対する監督事務につきましては、一昨年五月裁判所の分離独立に伴いまして、これより切り離して、法務行政のもとに置

かれることとなつたのであります。が、  
当時やむを得ない事情から、一般的な  
應急措置が施されたにとどまりまし  
て、裁判所の分離に伴う公証人法の規  
定の整理は、見送られて今日に至つた  
のであります。ところがこのたび再び  
法務廳の機構の改組に伴い、公証人法  
の関係規定を整理することが必要とな  
つたのであります。なお同法が規定す  
る公証の手続等に関しては、從來いた  
ずらに煩瑣に過ぎ、時代に即さないも  
のがありますので、この際これを是正  
するとともに、また公証人の任用資格  
等についても、現状に即するよう改正  
を加える必要があるのであります。こ  
れがこの法律案を提出した理由であり  
ます。

以下改正の要点を申し上げます。

第一は、法務廳設置法の一部を改正  
する法律により、司法事務局またはそ  
の出張所が、法務局、もしくは地方法  
務局、またはその支局、もしくは出張  
所に改組されるとともに、公証人懲戒  
委員会については、これを公証人審査  
会として同法に規定されることになります  
ましたので、これらに伴い、公証人法  
の関係規定を整理しようとするもので  
あります。公証人法第七條ないし第十  
一條、第十四條、第十五條、第十七  
條、第二十一條、第二十四條、第二十  
五條、第六十二條の一、第六十二條の  
五、第六十三條、第六十四條、第六十  
六條ないし第六十八條、第七十一條、  
第七十三條ないし第七十六條、第七十  
八條、第八十一條ないし第八十三條及  
び第八十五條の改正規定がこれであり  
ます。

第二は、公証、認証等の手続を簡素  
化しようとするものであります。公証

人が公正証書を作成し、私署証書等に認証を與える行爲は、私權に重要な關係を有するものでありますから、公証制度の権威のためにも輕々にその手続を簡素化することは嚴に慎まなければならぬことではありますが、しかしながら現行法の規定はあまりにも厳格に過ぎ、かえつて公証人はもちろん、当事者に対しても、いたずらにその煩にたえざらしめているのであります。して、このたび公証制度の趣旨に反しない範囲内において、これを適当に是正して、ます／＼公証制度の機能を發揮せしめようとするものであります。なお公証人の調製する帳簿についてもこれを簡易化するよう若干の修正を試みました。公証人法第二十八條、第三十二條、第三十四條、第三十六條ないし第四十二条、第四十四条ないし第四十七條、第五十一條、第五十五條、第五十九條ないし第六十二條及び第六十二條の四の改正規定がこれにあたります。

第三は、公証人の任用資格等につき、現行法では判事、檢事または弁護士たる資格を有する者に限つて、所定の試験及び実地修習を経ないで公証人に任せられる事ができるのであります。が、これでは廣く適材を求めるに適しない、うらみがありますので、このたびこれを改正して、多年法務に携わり、公証人の職場に必要な学識経験を有するもので、公証人審査会の選考を経た者もまた試験及び実地修習を経ることなくして、公証人に任せられることが得るものとしようとするものであります。なお公証人の住居、筆生の名稱、身元保証金及び過料の額等についても、それ／＼所要の改正を試みまし

○花村委員長 右法案に関する質疑は、後日に譲りたいと存じます。

○花村委員長 この際お諮りいたしましたことがあります。司法試験法案に関しては、本案はまことに重要でありますので、廣く利害関係者及び学識経験者等より意見を聽取するため、公聴会を開きたいと存じます。つきましては衆議院規則第七十七條によりまして、あらかじめ公聴会を開こうとする場合は、議長の承認を得た後、その決議をしなければなりませんので、まず公聴会開催要請書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○花村委員長 御異議なしと認めます。よつてさように決定いたします。

○猪俣委員 過般当委員会で質問になりました八丈島の検察行政の情勢及びがんせられた点をまず御報告いたします。この事件の当時の刑事局長は池田克思します。

○木内政府委員 まず田中彰治氏に対する刑の時効完成の問題につきまして、当時の関係者について御調査を命田中彰治氏の逮捕問題につきましての当時の係官の氏名を御発表願いたいと思います。

行刑局長は正木亮、ただ刑の執行の問題につきましては、行刑局は何ら関係がないのであります。  
それからなお検察廳の当時の責任者といたしましては、東京控訴院検査事長は昭和十六年七月二十九日から昭和二十年九月八日まで秋山要、昭和二十一年九月八日から昭和二十一年六月二十四日まで黒川涉、その後は現在の検事長である佐藤博、それから板橋警察署署長は昭和二十一年一月六日から渡邊和十郎、これは昭和二十一年三月七日まであります。それから昭和二十一年三月七日から昭和二十三年三月六日までは大迫繁志、それから昭和二十三年三月六日から現在までが關徳松ということになつております。  
それから福岡鉄山監督局長は、昭和十七年一月から昭和十九年二月まで白井義三、昭和十九年二月から同年十二月まで吉田茂、それから十九年十二月から二十一年六月までが戸塚九一郎、昭和二十年六月から二十年九月までが田太郎ということになつております。  
大体前に御報告申し上げました事件で、關係のある機関だけの人の名前を申し上げた次第であります。  
○猪俣委員 検事正はどうですか。  
○木内政府委員 檢察廳の責任者、こういふお話をだつたものですから、検事正は今ちよつと調べておりませんで、したが、それではあとで調べます。  
○梨木委員 御案内のように、大阪における三月下旬の人民大会のデモに対する大坂の鈴木警察局長の取締りが非常に行き過ぎておつたということで、地方行政委員会においてこれが問題となつております。ところがその後鈴木警  
察局長の「ろくな言動を見ます

と、五月一日のメーデーを控えまして、今度のメーデーにもそういう以前

行つたような行き過ぎた取締りを行ないます。それに対しまして一向反省の様子がなく、場合によつてはまた消防ポンプの発動をさせるというよ

なことさら放言いたしておると聞いておるのであります。そこで東京地方検察廳といたしまして、来る五月一日のメーデーにあたりましては、もちろんそういうような不見識な取締り方針を持つてはおられないだらうと思いますが、たとえば大衆を挑発するような多数の警官並びに検察廳の検察官が出動をするとか、あるいは武器を持つて警戒に当るとかいうようなことはなさらないと思うのでありますか、その点について何か特別の方針がきまつておる上うでしたら伺いたいと思います。

○木内政府委員 御質問の点につきましては、法務廳におきましても検察廳におきましても何ら考へておりません。

○鶴木委員 特別にメーデーに多数の検察廳の職員や警察官を勤員し、あるいは武器やその他のものを持つて警戒に当るといふようなことは決定しておらないわけでありますね。

○木内政府委員 かようなことはまだ直接検察廳においてどうし、方針をとつておるか、それは私どもは存じませんけれども、検察廳としては何らさようなことは考えておりません。

○花村委員長 本日はこの程度において散会いたします。

〔参考〕  
〔内閣提出〕に関する報告書  
〔都合により別冊附録に掲載〕

午後五時二十五分散会